

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

ただ、いじめの定義に照らしていじめであるかないかが問題ではなく、児童等が「嫌だ」と感じたこと全てに対して真摯に向き合っていくことを当校の基本的態度としていく。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」という認識をもち、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対処することが重要である。

（1）いじめの未然防止

日頃から子供の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築に努め、「いじめは決して許されない」ことの理解を促すこと。

（2）いじめの早期発見

教職員はもとより、児童や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

（3）いじめの対処

いじめを認知した場合、関係児童の安全を確保し、当該児童に事情を確認するなどした上で、職員がチームになって、迅速に対応する。

（4）家庭や地域との連携（保護者の責務と役割）

いじめ防止等に関わる対応について、日頃より、家庭や地域と相互に協力する関係づくりを進めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図る。

保護者は、児童が基本的な生活習慣を身に付け、安心して生活できる家庭環境を整えたり、心身の調和のとれた発達を図ったりするように努める。また、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、児童がいじめ等を行うことのないよう、他者を思いやる気持ちや規範意識の醸成を図る。

（5）関係機関との連携

日頃から情報共有体制を構築し、困難な事案等に対して関係機関と迅速に連携し対応する。

「新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月25日制定）」に基づき、継続的に指導していく。

「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、児童が嫌な気持ちになれば、いじめと受け止め対応する。

※いじめ類似行為（被害児童がいじめ行為を知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に嫌な思いをする可能性が高い場合）もいじめと同様に対応する。（新潟県いじめ基本方針より）

3 「いじめ防止等対策委員会」の設置

【構成員】

- ・委員は、「校長、教頭、教務主任、当該学年担任、養護教諭、生活指導部会より生活指導主任他1名程度」とする。（※必要に応じて専門機関とも連携する）

【具体的な役割】

※「4 いじめ防止等に関する内容」等、学校が組織的に対応するための中核となる。

- ① いじめの疑いがある情報を把握した場合、速やかに管理職と生活指導主任に報告する。
- ② 事実の有無や詳細について確認するとともに、緊急に「いじめ防止等対策委員会」を開く。
- ③ いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止等対策委員会」で対応を協議する。
 - ・認知した、あるいは通報を受けた職員は一人で抱え込まず、迅速かつ適切に組織で対応するため、情報共有し、問題解決のための方針を検討し、全職員の協力体制のもと対応する。
- ④ 多方面からの情報収集による正確な事実把握を行う。

- ・正確な事実を把握するために、速やかに関係児童や教職員、保護者などから事実確認等を行う。
(聴き取りの記録をとる) ※データーと紙媒体の両方で保存する。
- ・事実確認を行う場合は、複数の教員で対応すること、役割分担して行うことを原則とし、丁寧に行う。また、当事者のプライバシーに等には十分に配慮する。

- ⑤ 事実確認の結果は、教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者に事実を伝え、後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。
- ⑥ 問題解決のための適切な指導と支援を行う。
- ⑦ 周りの児童に対しての働き掛けを行う。
- ⑧ いじめ問題の「解消」は、いじめ防止等対策委員会が協議の下、判断する。
 - ・「解消している」状態とは、いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しており、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められる状態のことをいう。

4 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

① 望ましい集団づくり、いじめや不登校を生まない集団づくり

- ・学年や学級、その他の諸活動における認め合い支え合う共感的で温かい人間関係を築きつつ、自己存在感や自己有用感を確かにする場や機会の設定
- ・道徳、人権教育、同和教育の充実（人権教育、同和教育実践期間の授業実践と11月の協調月間の実施）
- ・豊かな心の育成、いじめ防止、情報通信の安心安全な利用等についての「標語づくり」
- ・子供を語る会（5月：運動会、7月：夏休み、12月：冬休み、3月：年度末〈認定会〉）の実施

② 基本的な生活習慣の形成のための指導・支援

- ・あいさつの活性化を目指した「あいさつ運動」の実施
- ・月目標の常掲と学年・学級の実態に即した取組
- ・望ましい行動について学ぶ場の設定（全校SST集会での一斉指導）
- ・居心地のよい教室環境づくり（音声刺激の軽減）
- ・「飯小学校の一日」「長期休業のきまり」の活用（ルールの徹底）

③ 複数の目で見守る体制の整備

自己存在感とは…
→自分自身をかけがえのない存在と捉え、個性や独自性を大切にしようとする感覚。
自己有用感とは…
→他人の役に立った、他人に喜んでもらえた等、自分と他者との関係を肯定的に受け入れる感覚。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 定期的な生活アンケートの実施

② 共感的な児童理解を図り、個に応じた指導・支援を行うための教育相談の充実

- ・個別教育相談週間（6月、11月）
- ・スクールカウンセラーや学校訪問カウンセラーの活用と連携（保護者も相談が可能）

③ 職員同士の定期的な情報の共有化、進捗状況等の確認

(3) インターネット上のトラブルやいじめへの対応

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう学級活動や道徳、総合的な学習の時間で、情報モラル教育の一層の推進を図る。

(4) 保護者との連携について

- ・いじめを受けた児童及びその保護者はもとより、加害側の児童及びその保護者に対して、経過報告を含め、適時的確に情報提供を行う。（どんなことでも丁寧に対応し、保護者へ連絡をする）

5 いじめ重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条）

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ その他の場合…児童や保護者から、いじめられていて重大事態に至ったと申し立てがあったとき。

(2) 対応について

- ・ いじめに係る重大事態と判断した場合は、速やかに教育委員会を通して、市長に報告する。